

現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条（略） （継続雇用の確認方法） 第5条 現場代理人及び主任技術者等の継続雇用の確認のため、当該請負業者は、現場代理人及び主任技術者等に係る次の各号のいずれかの書類（<u>第6号</u>以外は写し）を提出しなければならない。なお、<u>第1号から第5号まで</u>については、当該請負業者に契約締結日以前3か月以上継続して雇用されていることが確認できるものであること。 （1）監理技術者資格者証 <u>（2）市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書</u> <u>（3）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</u> <u>（4）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</u> <u>（5）所属会社の雇用証明書</u> <u>（6）上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書</u>	第1条～第4条（略） （継続雇用の確認方法） 第5条 現場代理人及び主任技術者等の継続雇用の確認のため、当該請負業者は、現場代理人及び主任技術者等に係る次のいずれかの書類（<u>（4）</u>以外は写し）を提出しなければならない。なお、<u>（1）から（3）</u>については、当該請負業者に契約締結日以前3か月以上継続して雇用されていることが確認できるものであること。 （1）監理技術者資格者証 <u>（新設）</u> <u>（2）健康保険被保険者証</u> <u>（3）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</u> <u>（新設）</u> <u>（4）上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書</u>
第6条～第11条（略） （委託業務について） 第12条 競争入札により発注する測量（予定価格が50万円を超えるのもの）並びに建設工事に係る設計・調査等の委託業務について、業務毎に配置される管理技術者の継続雇用を、建設工事と同様に確認する。この場合、第3条、第4条第1項、第5条第2号ないし<u>第6号</u>、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条を準用することとし、それぞれの条項中、「建設工事」を「業務」に、「現場代理人及び主任技術者等」を「管理技術者」に、「請負業者」を「受託業者」に、「工事監督員」を「担当職員」に読み替える。	第6条～第11条（略） （委託業務について） 第12条 競争入札により発注する測量（予定価格が50万円を超えるのもの）並びに建設工事に係る設計・調査等の委託業務について、業務毎に配置される管理技術者の継続雇用を、建設工事と同様に確認する。この場合、第3条、第4条第1項、第5条第2号ないし<u>第4号</u>、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条を準用することとし、それぞれの条項中、「建設工事」を「業務」に、「現場代理人及び主任技術者等」を「管理技術者」に、「請負業者」を「受託業者」に、「工事監督員」を「担当職員」に読み替える。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。